

霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年霧島市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第3条中「資源ごみ」を「資源物」に改め、「分別し」の次に「、規則で定める容器（以下「指定袋」という。）に収納し」を加える。

第15条を第16条とし、第8条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（一般廃棄物処理手数料）

第8条 市長は、市の行う一般廃棄物の収集及び運搬に関し、別表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

一般廃棄物処理手数料

区分	手数料	
可燃ごみ用	指定袋（大）10枚につき	210円
	指定袋（中）10枚につき	180円
	指定袋（小）10枚につき	130円
資源物用	指定袋（大）10枚につき	170円
	指定袋（小）10枚につき	150円
不燃ごみ用	指定袋（大）10枚につき	260円

	指定袋（小）10枚につき	170円
--	--------------	------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年環境省告示第34号）に基づき、受益者負担の公平化及び明確化を図るため、一般廃棄物の処理手数料を設定することから、本条例の所要の改正をしようとするものである。